

射水市プレミアム付商品券事業業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

1 趣旨

射水市プレミアム付商品券実行委員会では、射水市プレミアム付商品券事業を実施するに当たり、商品券販売、取扱店舗募集・管理、換金業務等を行う業務委託（以下「本業務委託」という。）に係る公募型プロポーザルの参加者を募集します。

参加を希望される方は、次の要領により手続きを行ってください。

令和元年5月10日

射水市プレミアム付商品券事業実行委員会

委員長 片岡 幹夫



1 業務概要

(1) 業務の名称

射水市プレミアム付商品券事業業務委託

(2) 目的

射水市プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）の販売を行い、消費税・地方消費税10%への引上げが低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙射水市プレミアム付商品券事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 業務期間

契約締結の日から令和2年（2020年）3月31日（火）まで

(5) 募集方法

公募型プロポーザル方式

(6) 事業主体

射水市プレミアム付商品券事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）

2 提案限度額

34,540,000円

※ 消費税及び地方消費税相当額を含む。

※ 提案限度額は事務費分のみとし、プレミアム分（商品券の券面額と販売額の差額

分)は含まない。

(委託契約金額について)

- ・ 実行委員会が負担するプレミアム分は、総額88,250千円を想定しているが、本業務委託契約においては、本プロポーザルを経て決定した業務委託料(事務費分)に、第1期プレミアム分60,000千円を加えて得た金額を契約金額とする。
- ・ 今後、購入申込の状況を踏まえ、プレミアム分の不足が想定される場合においては、受託者と協議の上、変更契約を締結する予定である。

(委託料の支払いについて)

- ・ 事務費分については、委託業務完了後に支払い請求ができることとし、プレミアム分については、実行委員会と協議のうえ、必要な時期に支払い請求ができるものとする。
- ・ 業務完了時、商品券販売実績や換金実績に伴い、商品券の換金資金(商品券売上金及びプレミアム分)に残金が発生した場合は、速やかに実行委員会に返還すること。また、商品券販売及び換金の際に発生する手数料等、実績に応じて変動する経費についても、事業実績に応じて清算を行うものとし、残金が生じた場合は、速やかに実行委員会に返還すること。
- ・ 委託料の返還の時期や方法については、実行委員会と協議のうえ決定するものとする。

3 業務に関する基本的事項

(1) 受託候補者に求める資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、受託候補者に対し、以下の事項を満たしていることを募集の要件とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- ② 参加申込から選定結果の通知の日までの期間に、射水市入札参加資格停止要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 射水市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1項第1号に該当しないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者または、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑤ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑥ 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

(2) 共同事業体

複数の事業所等により構成される共同事業体による参加を認める。この際、構成員すべてが(1)に掲げる要件をすべて満たすものとする。

共同事業による参加を認める。

(3) 業務の再委託

包括的な業務の再委託は認めない。個別業務の再委託については、事前に実行委員会と協議を行うこと。

(4) 秘密保持義務

業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

(5) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

4 公募型プロポーザル参加申込及び企画提案に係る書類の提出

(1) 参加申込書

① 提出書類及び部数

ア 参加申込書(様式第1号) 1部

イ 会社概要(任意様式) 1部

ウ その他

射水市競争入札参加資格の登録を行っていない場合は、上記ア、イに加え、次の書類一式を提出すること。様式は、「射水市入札参加資格申請」における様式(以下「入札参加様式」という。)を準用すること。提出の際には、宛先を「射水市プレミアム付商品券事業実行委員会委員長」に変更すること。

(法人の場合)

a 入札参加資格審査申請書(入札参加様式2)

b 履歴事項全部証明書

c 国税納税証明書(国様式その3の3)

d 射水市に事業所を有する場合は、法人市民税、固定資産税の直近1年間の納税証明書

e 委任状(入札参加様式5)及び印鑑証明書

契約締結の権限を支店等の長に委任する場合のみ

(個人の場合)

f 入札参加資格審査申請書(入札参加様式2)

g 代表者の身分証明書

h 国税納税証明書(国様式その3の2)

i 射水市に住所を有する場合は、市・県民税、固定資産税の直近1年間の納税証明書

- j 委任状（入札参加様式5）及び印鑑証明書
契約締結の権限を委任する場合のみ

※実行委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

② 提出期限

令和元年5月15日（水）午後5時まで（必着）

③ 参加資格確認結果通知

令和元年5月16日（木）に郵送により通知する。

(2) 企画提案

① 提出書類

ア 企画提案書

- a 企画提案書（A4版 20枚以内 一部A3使用可）

次の項目について、わかりやすく記載すること。

- ・事業の実施方針
- ・業務の実施体制
- ・事業周知のための広報手法
- ・商品券のデザイン及び偽造防止策
- ・商品券の販売方法
（販売場所、土日の対応、人員配置、防犯、セキュリティ体制等）
- ・取扱店舗の募集、管理方法
- ・換金方法
（具体的な換金業務スキーム、換金回数等）

- b 提案者概要（様式第2号）

イ 提案見積書（様式第3号）及び積算根拠（任意様式）

- ・消費税及び地方消費税の有無を明記すること。
- ・積算根拠においては、販売実績及び利用実績に伴う清算が明瞭に行えるよう具体的に示すこと。

ウ 過去における同種業務の実績（様式第4号）

エ 誓約書（様式第5号）

② 提出部数

- ・ ①の提出書類すべて 原本1部
- ・ ①のうち、ア、イ、ウの写し 10部

※ 写しについては、審査会における資料となるため、事業者が特定できないように社名、ロゴマークの記載、押印その他提案事業者名が類推できる表記は一切行わないこと。塗りつぶし等の対応も可とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送によること。

(4) 提出先

射水市プレミアム付商品券事業実行委員会（射水市産業経済部商工企業課内）

〒939-0292 富山県射水市小島703番地

電話：0766-51-6675

ファックス：0766-51-6690

メールアドレス：imizu-premium@city.imizu.lg.jp

(5) 質疑の受付

本要領に関する質疑は文書（様式自由）によること。

受付期間は、公告日から令和元年5月16日（木）正午まで（土曜日、日曜日を除く。）に持参、ファックス又はメールにて行うこと（必ず着信確認を行うこと。）。

(6) 質疑の回答

すべての質問及び回答については、令和元年5月17日（金）午後3時以降に、射水市ホームページにおいて回答する。

(7) 提案書等の変更の禁止等

書類提出後において、提案書等の内容の変更は認めない。また、提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(8) 重複提案の禁止

提案は1団体につき1件とする。

(9) 審査会の実施

提出された企画提案書をもとに、選定委員会による審査会（ヒアリング）を実施する。

(10) 著作権の帰属等

提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案の選定結果の公表等必要な場合には、提案書等の内容を実行委員会が無償で使用できることとする。

なお、提案書等は理由の如何に関わらず返却しない。

(11) 費用の負担

提案に関する費用は、すべて提案者の負担とする。

(12) 提案の辞退

提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

(13) 資料の取扱い

実行委員会が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、実行委員会の上承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じる。

5 審査方法

(1) 審査会

提出された企画提案書等について、実行委員会及び市職員で構成する選定委員会により、書類審査及び審査会（ヒアリング）を（2）で示す審査基準に基づいて実施する。

なお、当該審査会は、提案者が1者のみの場合であっても実施する。

審査会の日程等は、参加申込書受付の締切後、各提案者に通知するものとする。

(2) 審査基準

審査会における審査事項は、次のとおりとする。

審査項目	審査事項	配点
企業実績	・業務を十分に遂行できる企業であるか。 ・同種業務の実績が豊富であるか。	15
実施体制	・仕様書に定められた業務を安定的かつ的確、迅速、誠実に実施することができる工程及び実施体制が構築されているか。	15
企画提案内容	・仕様書の内容を的確に捉え、明確かつ具体的な提案が業務ごと（商品券販売、取扱店舗募集・管理、換金等）に提案されているか。 ・事業の目的に関する理解・知識が十分であるか。 ・業務ごとに具体的な提案がなされ、事業の目的が十分に達成できる事業内容となっているか。 ・業務の効率性を高める工夫がなされているか。 ・資材調達等において、市内経済への波及効果につながる取組が提案されているか。	60
価格点	配点×最低見積価格÷見積価格 (小数点以下は四捨五入)	10
合計		100

(3) 受託候補者の特定

受託候補者の特定方法は、以下のとおりとする。

- ① 選定委員会委員の採点の合計点数が一定水準に達した者の中から高い順に受託候補者及び次点者（補欠）を特定する。
- ② 採点結果が同点の場合には、再議のうえ、選定委員会委員の合議により決定するものとする。
- ③ 審査結果は、書面により提案者全員に通知する。

6 契約の締結

- (1) 受託候補者選定後、企画提案の内容について必要に応じて協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、契約締結の際には、実行

- 委員会は、改めて見積書の提出を求めるものとする。
- (2) 選定された受託候補者との契約が成立しなかった場合は、次点者と協議を行い、契約相手方を決定する。
- (3) 受託候補者がこの要領に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがある。

7 公募プロポーザルに関するスケジュール

- ・募集開始（公示） 令和元年5月10日（金）
- ・参加申込書受付締切 5月15日（水）
- ・質疑受付締切 5月16日（木）正午まで
- ・質問回答 5月17日（金）午後3時以降
- ・企画提案書受付締切 5月21日（火）午後5時まで
- ・審査会（予定） 5月23日（木）
- ・結果通知（予定） 5月27日（月）
- ・契約締結（予定） 5月末から6月上旬

8 その他留意事項

- (1) 提出後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返還しない。また、実行委員会は、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しないものとする。
- (4) 書類の作成、提出及び審査会の出席等に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 射水市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、審査会の審査に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とする。

9 担当部署（問い合わせ先）

射水市プレミアム付商品券事業実行委員会

（射水市産業経済部商工企業立地課商工労政係内）

〒939-0292 富山県射水市小島703番地

電話：0766-51-6675

ファックス：0766-51-6690

メールアドレス：imizu-premium@city.imizu.lg.jp